

制度の性格と共に検討することが必要な事柄

【総論】

- 犯罪被害者への給付の支給水準については、民事訴訟における損害賠償があるべき姿ではないか。犯罪被害者が実際に損害賠償を十分に受けることができている中で、損害賠償額と給付額の差はできるだけ小さくするべきではないか。
- 他の公的給付の算定方法や支給水準との均衡・調和にとらわれることなく、給付基礎額、倍数又は係数を見直すことで、給付額を引き上げることができないか。
- 犯罪被害について第一義的責任を負うのは加害者であることを踏まえた議論が必要ではないか。
- 民事訴訟の損害賠償並みの支給を目指す場合、犯罪被害給付制度の下で対応が可能なのか。
- 民事の損害賠償の第一次的な責任が加害者にあることも考えると、犯罪被害給付制度の枠内で民事の損害賠償額を目標とした制度とすることができるのか。新制度の創設が必要なのではないか。
- 犯罪被害給付制度は掛金や保険金を前提としておらず、社会保障制度そのものではない。制度の趣旨を踏まえた議論が必要なのではないか。
- 税金を財源とする以上、他の公的給付と整合的なものでなければならぬのではないか。他の制度よりも高い水準にする場合には、その必要性や根拠が必要となるのではないか。

【論点】

- 国の責任（責任の内容や根拠）や制度趣旨（法目的）をどのように考えるか。国に実体法上の補償義務があると言えるのか。
- 加害者の責任についてはどのように考えるか。
- 他の公的給付を受けている方との関係や、他の債権・債務との関係をどのように考えるか。
- 財源をどのように考えるか。
- 支給水準や算定の方法をどのように考えるか。
- 民事訴訟における損害賠償額そのものを補償するには、個別の債務名義が確定することが必要なのではないか。債務名義の代わりに支給額を算定する仕組みでよいのではないか。国（行政）が損害額の決定にどのように関与するのか。加害者に代わって国が損害額を訴訟で争うような仕組みが必要なのか。
- 支給形式（年金又は一時金）についてはどう考えるか。
- 加害者に対する求償をどのように考えるか。
- 申請に関する除斥期間や消滅時効についてはどう考えるか。
- 過去の制度改正においては、改正制度の施行後に行われた犯罪行為による死亡・重傷病・障害から新制度が適用されるという考え方だったが、どう考えるか。